

令和 8 年度
第 1 回緑岡市民センター運営審議会

日時 令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 1 時 30 分から
場所 緑岡市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 役員選出

4 会長挨拶

5 議 事

（1）令和 7 年度事業実績（生涯学習事業）について

（2）令和 8 年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

（3）令和 8 年度事業計画（案）について

（4）その他

6 閉 会

水戸市緑岡市民センター運営審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

役職名	氏 名	備 考
	介 川 文 雄	茨城県レクリエーション協会理事長 茨城県ニュースポーツ協会会長
	岩 間 幸 一	元社協緑岡支部支部長
	野 坂 康 子	緑岡地区民生(児童)委員
	飯 島 きよみ	社協緑岡支部副支部長
	菊 池 克 彦	緑岡住民の会副会長
	竹 田 悦 子	緑岡住民の会役員

(1) 令和7年度事業実績(生涯学習事業)について

○高齢者学級

	期日	内容	場所	人数
緑寿大学	7月18日(金)	①「健康寿命を延ばすために」～食事と健康 講師:茨城県メディカルセンター理事長 兼所長 植木 浜一	緑岡市民センター ホール	35
	9月5日(金)	②「落語やろうぜ」 講師:万葉亭小太郎、任天堂芸夢	緑岡市民センター ホール	32
	11月7日(金)	③甦る水戸城 講師:歴史文化財課職員	緑岡市民センター ホール	34
	1月23日(金)	④移動学習 「日立オリジンパーク・常陸那珂港内見学」	日立市 他	32

○女性学級

	期日	内容	場所	人数
女性セミナー	12月10日(水)	①いすヨガ 講師:大貫 佳子	緑岡市民センター ホール	26
	1月26日(月)	②珈琲教室 おひさま珈琲 江橋 良生	緑岡市民センター 会議室	17
	2月10日(火)	③移動教室 「ザ・ボタニカルリゾート リンネ・きのこ博物館・常陸太田市郷土資料館」	那珂市 他	20

○家庭教育学級

	期日	内容	場所	人数
ふれあい学級	—	① —	—	中止
家庭教育講座	—	① —	—	中止
家庭教育強化事業	9月26日(金)	①親子deダンス 講師:尾縣 好美	緑岡市民センター ホール	40
	12月9日(火)	②クリスマス会 講師:十万 久美子	緑岡市民センター ホール	38

○子ども教室

	期日	内容	場所	人数
子ども教室	7月29日(火)	①夏休み子ども教室 お琴体験教室 講師:菊輝世 敏子 他2名	緑岡市民センター 和室	11
	8月5日(火)	②夏休み子ども教室 親子料理教室 講師:緑岡地区食生活改善推進委員	緑岡市民センター 調理室	23
	8月19日(火)	③親子ZUMBA 講師:小林 葉子	緑岡市民センター ホール	9

○成人セミナー

	期日	内容	場所	人数
成人講座	9月29日(月)	①優しいスマホ体験講座 講師:デジタルイノベーション課	緑岡市民センター 会議室	14
	12月18日(木)	②お正月飾りづくり教室 講師:樫村恵美子・加藤定子	緑岡市民センター 会議室	17
	2月6日(金)	③米粉料理教室 講師:軽部 知美	緑岡市民センター 調理室	11

○市民センターまつり

	期日	内容	場所	人数
緑岡春まつり	2月27日(金)	－ 作品展示 参加団体: 絵画・書道・着付A・生花	緑岡市民センター 会議室	230
	2月28日(土)	－ 作品展示 参加団体: 緑岡中学校花の絵「桜灯の空」・緑岡幼稚園児ぬりえ	緑岡市民センター 玄関	230
	2月28日(土)	－ 演技発表 参加団体: 大正琴・空手・体操・着付B・オカリナ・カラオケ・ハワイアンフラ・歌謡	緑岡市民センター ホール	300
		－ 骨密度・血管年齢測定	緑岡市民センター 玄関	200
		－ 模擬店 内容: ゲームコーナー・ドリンク・手打そば・赤飯・フランクフルト・ポテト&からあげ・豚汁・三色丼・きんぴら・レアチーズ・タルト	緑岡市民センター 駐車場	500
		－ 大道芸	緑岡市民センター 駐車場	500
		－ アトラクション 参加団体: 緑岡中学校吹奏楽部・水戸葵陵高校ダンス部・書道部	緑岡小学校 体育館	500

定期講座参加者調べ(R7年度)

月	パンづくり	健康スポーツ	体操	絵画	カラオケ	着付A	着付B	卓球A	料理	大正琴	ヨガ	オカリナ	計
4		13		6				13					32
						5					12		17
		11		6				5					22
						5		8			11		24
													0
5		13						14					27
			17	6		4	13	10	10	9	14	6	89
		12	15		19								46
				7	22	5	13		12	9	12	7	87
								11					11
6	16	13	14	6	21			13					83
			13				12	11	12	11	14	7	80
		15		6	24								45
						4	9		10	8	15		46
													0
7	16	14	14	6	23			13					86
			15			2	10	13	12	11	15	7	85
		11		6	20								37
			13				11		11	11	12	6	64
								13					13
8		12						12					24
											13	7	20
		12											12
						5					14		19
													0
9	14	11	14	6	20			13					78
			14			3	15	11	11	11	16	7	88
		10		6	17								33
			14				10		12	11	14	6	67
													0
10	14	14	14	7	21			14				6	90
						6	12	13	12	10		6	59
		10	16	7	20								53
			13			4	14		10		11		52
										11	13		24
11	16	11			19			13					59
			14	6			14	11	11	11	12	7	86
		15		6	18								39
						4	14		12	11	13		54
													0
12	16	11	15	6	22			11					81
			14			4	11	9	10	9	11	8	76
		12	16		18								46
				6			11		12	11	12		52
													0
1	16	13	15	5	16								65
						5	12	13	12	8	14	8	72
		14		5	21			12					52
						2	12		10	11	12		47
								9					9
2		13	14	6	21			11					65
			16					12	12	11	14	8	73
		15	12	6	19		13			11	11		87
						5	14		12				31
													0
3	16	13	15	5	18			10					77
			14			5	13	15	13	10	13	7	90
		11	15	4									30
						3	12			11	10		36
													0
計	124	299	346	130	379	71	245	313	216	206	308	103	2740
回数	8	24	24	22	19	17	20	27	19	20	24	15	239

令和7年度 市民センター使用状況報告書

緑岡市民センター

令和8年3月分

		市民センター	社教団体	市	県	その他	月 計	累 計
ホール	件数	7	6	6		49	68	609
	人員	96	166	137		510	909	8,821
和 室	件数	7	2			14	23	183
	人員	71	18			102	191	1,751
会議室	件数	6	3	2		29	40	254
	人員	44	24	31		281	380	2,412
調理室	件数	2					2	35
	人員	29					29	463
図書室 (図書利用)	件数							
	人員					3	3	38
月 計	件数	22	11	8		92	133	
	人員	240	208	168		896	1,512	
累 計	件数	220	90	61		710		1,081
	人員	3,370	2,068	1,193		6,854		13,485
センター外 主催事業	件数							6
	人員							99
センター外 共催事業	件数							5
	人員							4,460
月 計	件数							
	人員							
累 計	件数	11						11
	人員	4,559						4,559
合 計	件数	231	90	61		710		1,092
	人員	7,929	2,068	1,193		6,854		18,044

令和7年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
1 三の丸	館内件数	158	179	195	202	154	180	216	191	183	202	206	2,255	合計件数	2,298
	館内人数	1,624	2,022	2,136	2,338	1,579	2,725	2,349	2,273	1,922	2,117	2,547	25,807	合計件数	2,298
	館外件数	1	4	5	1	1	5	6	5	4	2	-	43	合計人数	29,582
	館外人数	19	196	165	13	130	251	477	251	661	66	-	3,775	合計人数	29,582
2 五軒 (3階まで)	館内件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計件数	-
	館内人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計件数	-
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計人数	-
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計人数	-
3 新荘	館内件数	142	149	156	142	130	161	155	145	146	143	163	1,794	合計件数	1,799
	館内人数	1,629	1,786	1,839	1,742	1,351	1,807	1,780	1,645	1,719	1,528	2,084	20,735	合計件数	1,799
	館外件数	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	5	合計人数	23,134
	館外人数	-	-	-	2,000	-	38	38	-	-	-	-	2,399	合計人数	23,134
4 城東	館内件数	122	113	115	116	88	121	103	106	99	100	120	1,323	合計件数	1,338
	館内人数	1,482	1,331	1,466	1,391	954	1,439	1,335	1,251	1,288	1,385	1,433	16,053	合計件数	1,338
	館外件数	-	1	5	2	-	1	2	2	-	-	1	15	合計人数	18,476
	館外人数	-	53	135	84	-	213	1818	55	-	-	31	2,423	合計人数	18,476
5 竹隈	館内件数	100	101	106	120	73	115	107	104	103	104	122	1,264	合計件数	1,344
	館内人数	1,103	1,335	1,229	1,481	886	1,416	1,204	1,267	1,230	1,329	1,474	15,664	合計件数	1,344
	館外件数	5	5	5	6	5	9	12	5	5	8	7	80	合計人数	17,324
	館外人数	10	70	144	78	9	156	676	78	88	173	29	1,660	合計人数	17,324
6 常磐	館内件数	154	159	167	172	122	160	160	168	165	150	171	1,934	合計件数	1,946
	館内人数	1,648	2,023	1,940	2,137	1,489	1,885	2,192	2,023	2,238	2,361	1,994	23,715	合計件数	1,946
	館外件数	-	-	1	1	1	1	2	1	-	1	1	12	合計人数	25,987
	館外人数	-	-	15	76	1,100	29	893	29	-	17	25	2,272	合計人数	25,987
7 緑岡	館内件数	111	116	103	110	87	111	114	107	109	93	133	1,308	合計件数	1,319
	館内人数	1,436	1,428	1,353	1,369	919	1,323	1,373	1,362	1,267	1,679	1,512	16,349	合計件数	1,319
	館外件数	-	-	1	-	1	1	2	2	1	2	-	11	合計人数	20,908
	館外人数	-	-	31	-	2,500	10	710	23	34	1,222	-	4,559	合計人数	20,908
8 寿	館内件数	71	94	107	96	54	92	88	87	82	85	97	1,034	合計件数	1,047
	館内人数	893	1,126	1,250	1,186	710	1,150	1,045	1,021	1,006	1,102	1,812	13,203	合計件数	1,047
	館外件数	-	1	2	1	-	2	3	1	-	-	-	13	合計人数	15,554
	館外人数	-	7	79	48	-	740	378	18	-	-	-	2,351	合計人数	15,554
9 上大野	館内件数	84	80	93	102	78	94	100	93	94	85	106	1,104	合計件数	1,113
	館内人数	922	889	1,133	1,401	874	1,140	1,086	1,202	943	864	1,338	12,925	合計件数	1,113
	館外件数	-	-	2	1	-	-	2	-	-	3	-	9	合計人数	14,029
	館外人数	-	-	162	19	-	-	539	-	-	356	-	1,104	合計人数	14,029
10 柳河	館内件数	92	88	82	112	88	92	91	85	80	87	95	1,071	合計件数	1,152
	館内人数	917	821	932	1,301	947	830	906	798	673	778	899	10,521	合計件数	1,152
	館外件数	8	5	6	4	-	4	8	8	8	8	9	81	合計人数	12,303
	館外人数	78	49	48	57	-	36	212	118	69	64	92	1,782	合計人数	12,303

令和5年度 市民センター使用状況

11	渡里	館内件数	95	83	100	100	1,288	1,322	1,339	1,202	1,389	1,094	81	100	92	124	1,164	合計件数	1,172	
		館内人数	1,324	1,171	1,413	1,288	1,322	1,339	1,202	1,389	1,094	81	100	92	124	1,164	合計件数	1,172		
		館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計人数	18,103	
		館外人数	-	-	120	11	-	30	1,200	-	-	1,200	134	-	23	81	759	10,877	合計件数	762
12	吉田	館内件数	-	9	81	76	34	89	83	80	70	993	1,125	78	81	759	10,877	合計件数	762	
		館内人数	-	320	1,172	1,100	777	1,179	1,179	870	993	1,125	78	81	759	10,877	合計件数	762		
		館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計人数	12,757	
		館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計人数	12,757	
13	酒門	館内件数	18	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	合計件数	36	
		館内人数	242	186	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	428	合計件数	36
		館外件数	-	-	1	-	-	-	-	3	1	1	1	1	1	1	1	7	合計件数	879
		館外人数	-	-	61	-	-	-	-	-	241	60	15	74	74	74	74	451	合計件数	879
14	石川	館内件数	-	78	103	95	89	108	129	108	117	116	115	129	115	129	1,187	合計件数	1,202	
		館内人数	-	1,045	1,185	1,202	1,023	1,107	1,321	1,184	1,362	1,167	1,167	1,470	2,011	2,011	14,077	合計件数	1,202	
		館外件数	-	-	2	2	-	-	2	2	-	2	3	-	-	-	2	15	合計件数	15,195
		館外人数	-	-	40	59	-	-	175	533	-	45	246	-	20	20	1,118	合計件数	15,195	
15	飯富	館内件数	41	55	56	50	33	53	51	50	40	47	51	60	60	60	587	合計件数	599	
		館内人数	411	676	625	499	401	609	547	562	422	532	532	482	610	610	6,376	合計件数	599	
		館外件数	-	-	2	3	-	2	2	3	2	-	-	-	-	-	-	12	合計件数	7,892
		館外人数	-	-	61	103	-	151	553	648	-	-	-	-	-	-	-	1,516	合計件数	7,892
16	国田	館内件数	69	54	68	64	41	55	68	68	60	54	71	72	71	72	744	合計件数	761	
		館内人数	650	575	641	658	378	608	684	1,094	529	550	550	584	709	709	7,660	合計件数	761	
		館外件数	1	2	4	-	-	2	1	2	1	3	3	1	-	-	-	17	合計件数	8,616
		館外人数	19	148	178	-	-	59	280	150	30	63	63	29	-	-	-	956	合計件数	8,616
17	桜川	館内件数	186	177	180	204	157	196	186	171	157	169	177	198	198	198	2,158	合計件数	2,216	
		館内人数	1,987	2,006	1,951	2,118	1,646	2,211	2,060	2,507	1,764	1,828	1,828	1,829	2,200	2,200	24,107	合計件数	2,216	
		館外件数	5	5	6	5	4	5	5	5	4	4	4	4	6	6	6	58	合計件数	25,100
		館外人数	65	74	90	62	40	53	344	82	51	38	38	45	49	49	993	合計件数	25,100	
18	上中妻	館内件数	85	99	90	102	71	90	99	88	90	86	76	95	95	95	1,071	合計件数	1,078	
		館内人数	916	1,147	1,126	1,165	808	1,133	1,140	842	926	903	903	717	1,150	1,150	11,973	合計件数	1,078	
		館外件数	-	-	1	-	-	1	1	2	-	-	1	1	-	-	-	7	合計件数	14,266
		館外人数	-	-	35	-	-	15	950	1,136	-	-	36	121	-	-	-	2,293	合計件数	14,266
19	山根	館内件数	46	45	41	57	30	30	40	45	47	45	46	51	51	51	523	合計件数	536	
		館内人数	420	499	422	528	214	295	323	364	438	335	335	562	445	445	4,845	合計件数	536	
		館外件数	-	-	1	1	2	1	3	1	3	-	-	1	-	-	-	13	合計件数	5,616
		館外人数	-	-	27	24	262	65	261	26	50	-	-	56	-	-	-	771	合計件数	5,616
20	見川	館内件数	85	82	98	86	65	95	96	97	97	86	92	108	108	108	1,087	合計件数	1,092	
		館内人数	1,198	1,053	1,169	1,038	986	1,034	1,076	1,090	1,188	968	968	937	1,477	1,477	13,214	合計件数	1,092	
		館外件数	-	-	1	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	5	合計件数	15,484
		館外人数	-	-	36	-	-	-	-	2,000	154	-	-	80	-	-	-	2,270	合計件数	15,484

令和5年度 市民センター使用状況

21	千波	館内件数 1,984	161	164	163	183	119	2,027	1,898	1,664	1,892	156	149	163	176	1,891	合計件数	1,894
		館内人数	1,984	2,089	2,176	2,226	1,209	2,027	1,898	1,664	1,892	156	149	163	176	1,891	合計件数	1,894
		館外件数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	3	合計人数	24,537
		館外人数	-	-	-	-	-	-	1,839	23	17	17	-	-	-	1,879	合計人数	24,537
22	見和	館内件数 1,983	155	137	135	128	117	137	138	142	125	125	119	134	145	1,612	合計件数	1,626
		館内人数	1,983	1,851	1,780	1,835	1,657	1,836	1,806	2,734	1,717	1,717	2,004	1,578	1,999	22,780	合計件数	1,626
		館外件数	1	1	2	-	1	-	1	-	1	1	2	3	2	14	合計人数	24,182
		館外人数	20	24	31	-	35	-	966	-	21	21	137	114	54	1,402	合計人数	24,182
23	双葉台	館内件数 1,532	132	148	152	146	125	152	149	153	138	138	152	126	168	1,741	合計件数	1,749
		館内人数	1,532	1,877	1,856	1,858	1,475	1,983	1,780	1,715	1,719	1,719	1,779	1,497	2,084	21,155	合計件数	1,749
		館外件数	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	1	2	-	8	合計人数	24,527
		館外人数	-	-	-	-	-	-	410	2,235	43	43	34	650	-	3,372	合計人数	24,527
24	笠原	館内件数 1,056	93	95	107	101	65	97	96	103	101	101	93	101	111	1,163	合計件数	1,168
		館内人数	1,056	1,087	1,150	1,195	696	1,081	1,027	1,720	1,217	1,217	953	1,104	1,178	13,464	合計件数	1,168
		館外件数	-	-	-	-	-	1	2	1	1	1	-	-	-	5	合計人数	14,108
		館外人数	-	-	-	-	-	32	532	48	32	32	-	-	-	644	合計人数	14,108
25	赤塚	館内件数 1,074	88	91	96	109	80	102	95	99	90	90	87	92	92	1,121	合計件数	1,132
		館内人数	1,074	928	896	1,112	797	1,167	1,045	1,705	913	913	1,042	1,010	995	12,684	合計件数	1,132
		館外件数	-	-	1	1	1	1	4	2	1	1	-	-	-	11	合計人数	13,803
		館外人数	-	-	112	31	28	28	610	270	40	40	-	-	-	1,119	合計人数	13,803
26	吉沢	館内件数 793	72	88	93	99	52	94	97	105	87	87	86	86	87	1,046	合計件数	1,067
		館内人数	793	1,093	1,053	1,236	602	1,187	1,148	1,187	965	965	967	1,278	1,006	12,515	合計件数	1,067
		館外件数	1	2	2	1	-	-	3	4	2	2	3	-	3	21	合計人数	12,653
		館外人数	6	14	14	6	-	-	18	28	13	13	21	-	18	138	合計人数	12,653
27	堀原	館内件数 1,577	120	110	112	114	111	125	135	123	121	121	126	127	131	1,455	合計件数	1,464
		館内人数	1,577	1,479	1,465	1,547	1,489	2,009	1,694	1,529	1,661	1,661	1,532	2,262	1,539	19,783	合計件数	1,464
		館外件数	-	-	1	1	-	3	3	1	-	-	-	-	-	9	合計人数	25,163
		館外人数	-	-	50	650	-	4,100	540	40	-	-	-	-	-	5,380	合計人数	25,163
28	下大野	館内件数 667	46	53	64	72	38	58	63	60	49	49	48	53	56	660	合計件数	672
		館内人数	667	706	829	906	442	841	861	797	738	738	695	642	762	8,886	合計件数	672
		館外件数	-	-	1	-	1	-	4	4	1	1	-	1	-	12	合計人数	10,666
		館外人数	-	-	60	-	32	-	515	1,113	40	40	-	20	-	1,780	合計人数	10,666
29	稲荷第一	館内件数 810	99	106	127	115	107	107	114	117	108	108	111	98	119	1,328	合計件数	1,335
		館内人数	810	975	1,074	1,126	1,171	1,161	1,540	2,206	918	918	1,360	1,035	1,160	14,536	合計件数	1,335
		館外件数	-	-	1	1	-	1	1	1	1	1	-	1	-	7	合計人数	14,820
		館外人数	-	-	38	34	-	31	54	60	23	23	-	44	-	284	合計人数	14,820
30	稲荷第二	館内件数 789	81	93	93	96	80	88	100	96	89	89	77	93	98	1,084	合計件数	1,094
		館内人数	789	1,002	1,105	919	922	966	956	1,025	885	885	727	898	936	11,130	合計件数	1,094
		館外件数	2	-	1	1	1	-	1	-	3	3	1	-	-	10	合計人数	12,259
		館外人数	57	-	36	91	140	-	280	-	510	510	15	-	-	1,129	合計人数	12,259

令和5年度 市民センター使用状況

31	大場	館内件数	47	83	78	86	47	75	84	73	72	81	76	84	886	合計件数	891	
		館内人数	477	919	802	834	465	783	879	1,237	732	846	681	762	9,417			
		館外件数	-	-	1	-	1	-	1	1	-	-	1	-	5	合計人数	10,046	
		館外人数	-	-	24	-	30	-	500	37	-	-	38	-	629			
32	鯉淵	館内件数	60	70	67	64	55	66	61	61	70	58	84	67	783	合計件数	789	
		館内人数	637	740	829	716	565	748	641	597	743	650	2,579	771	10,216			
		館外件数	-	-	1	-	-	1	1	1	-	2	1	-	6	合計人数	10,650	
		館外人数	-	-	68	-	-	19	275	-	-	62	10	-	434			
33	妻里	館内件数	77	91	101	100	91	91	99	92	86	94	95	95	1,112	合計件数	1,130	
		館内人数	792	981	1,190	1,105	930	1,114	1,129	1,107	1,515	956	1,177	1,204	13,200			
		館外件数	2	1	-	-	2	2	5	1	1	1	3	-	18	合計人数	13,585	
		館外人数	14	13	-	-	35	27	146	13	32	48	57	-	385			
34	内原	館内件数	153	145	166	176	119	157	176	169	158	153	159	172	1,903	合計件数	1,910	
		館内人数	1,853	1,755	1,960	1,960	1,544	2,232	2,101	2,117	2,196	1,698	1,480	2,348	23,244			
		館外件数	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	1	-	7	合計人数	23,831	
		館外人数	-	-	-	-	-	107	125	73	24	207	51	-	587			
		館内件数 40,181															館内件数	40,181
		館内人数 479,582															館内人数	479,582
		館外件数 550															館外件数	550
		館外人数 56,453															館外人数	56,453

令和8年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化改修を始めとした適切な施設の整備及び維持・管理に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

さらに、市民センター施設予約管理システムの円滑な運用に向け、利用団体や市民への周知・案内等の支援を行い、利便性の向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであ

ることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

(4) 地域における子育て支援

未来をリードするこどもたちを温かく見守りながら、まち全体で育むため、市民センターにおいて「子育て広場」及び「こどもスペース」を設置し、地域における子育て支援に努める。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたＩＣＴリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、こどもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業についての自己評価及び運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、こどもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

こどもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和8年度事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者学級	緑寿大学	地区内高齢者				水戸市の国際交流と多文化共		体とココロを健康に美しく		移動教室		津軽三味線と民謡		
女性学級	レadiesセミナー	地区内女性								第1回	第2回	第3回		
家庭教育学級	ふれあい学級	緑岡幼稚園保護者						第1回		第2回				
	家庭教育講演会	学区内保育所及び小学校保護者												
子育て支援事業	子育て広場	未就園児と保護者												
家庭教育強化事業	親子のふれあい体験教室	未就園児と保護者									クリスマスコンサート			
	夏休み子ども教室	地区内小学生				お琴体験教室 親子料理教室 絵画教室								
成人セミナー	成人講座	成人						第1回			第2回		第3回	
定期講座	教室(1)		募集	パンづくり										
	クラブ(11)		募集	体操, 絵画, カラオケ, 健康スポーツ, 着付A, 着付B, 卓球A, 料理, 大正琴, ヨガ, オカリナ										
	市民センターまつり												26・27	
地域コミュニティ関連			総会			地区花壇コンクール	ふれあい夏祭り		福寿のつどい 市民運動会 防火・防災・交通安全の集い		歩く会	郷土かるた学区大会		

市民センター利用における有料化について

1 現状と課題

市民センターは、地域コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点として、多くの団体に利用いただいております。

市民センターの運営に関わる経費につきましては、市費で負担していますが、物価高騰等の影響に伴い、施設の維持・管理に係る費用が増大している状況であります。持続可能な運営を図るためには、利用者からの一部負担も含めた検討が必要と考えております。

また、市民センターの利用に当たりましては、居住地に関係なく、無料で利用できることとなっていることから、市民の皆様が、希望する日にちや施設を利用できないことなども課題となっております。

2 有料化の概要

市民センターの持続可能な運用を図るとともに、市民の皆様にとって利用しやすい環境を整備するため、以下のとおり、一部の利用団体について有料化を検討しております。

項目	内容
対象	・ 団体構成員のうち、水戸市に居住する方の割合が「7割未満」の団体 ※水戸市に居住する方が「7割以上」の団体は、引き続き、無料で利用いただけます。 ※市主催の定期講座（教室・クラブ）及び教養講座は、居住者の割合に関わらず対象外。
開始時期	・ 令和9年4月利用分から
使用料	・ 「部屋の種類」や「時間帯」に応じて設定します。
支払方法	・ 利用予約の際に、クレジットカード決済での事前払いを基本とします。 ※クレジットカード決済ができない団体については、コンビニでの支払いでも可。
備考	・ 申請の際に、意図的に居住地を偽るなどの行為があった場合は、利用停止や罰則を科す場合があります。

3 スケジュール

時期	内容
令和8年 9月	・ 条例改正
〃 10月～	・ 利用団体や市民等へ周知
令和9年 1月	・ 団体登録や更新の申請受付開始 ・ 市民センターでの承認作業開始（使用料の対象となる団体を判断）
〃 2月	・ 令和9年4月利用分の抽選申込み開始
〃 3月	・ 令和9年4月利用分の抽選結果発表、予約受付・使用料の支払い開始

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 平成31年2月1日
- (2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
(準備行為)
- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。
- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。
- 付 則(令和3年12月24日条例第62号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。
- 別表(第2条関係)
- (平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稻荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稻荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4

水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休日)

第2条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 センターの休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(令5規則92・一部改正)

第3条 削除

(令5規則92)

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(令5規則92・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(令和5年11月20日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請の内容
- (1) 変更
 - (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号：)	変更後の内容
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的		
使 用 人 員	人	人
使 用 室 名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。